

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年2月3日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00017000000
調達件名	2023年度国別研修 中南米・カリブ諸国「生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化研修」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2023年4月13日～2023年9月8日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	一般財団法人 自然環境研究センター
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年2月17日（金）17：00
契約担当部署	東京センター 経済基盤開発・環境課 電話番号：03-3485-7659 メールアドレス：ticttee@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平

	成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2023年度国別研修「生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化研修」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、SICA（中米統合機構）加盟国から研修員として日本に招いた生物多様性保全分野の開発の中核を担う人材に対し、次期 CCAD（環境と開発委員会）地域環境戦略フレームワーク（ERAM）2025-2030 の骨子案の作成を達成するべく、生物多様性保全に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 自然環境研究センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、生物多様性保全分野で豊富な事業・研究実績を有しており、対象地域で実施された技術協力プロジェクトに専門家を派遣するなど、中米地域の自然資源についての知見を有していることから、中米地域のニーズに即した適切な研修計画策定と研修員への専門的助言が可能です。また、環境省ほか関係省庁、地方自治体、および国立公園管理団体等との連携事業の豊富な実績があるため、本研修の調整、準備がスムーズに実施可能であり、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えている唯一の組織と理解していますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度国別研修「生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化研修」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2023年5月14日～2023年5月27日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023年4月13日～2023年9月8日（予定）
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

（2）その他の要件：

- 1) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 2) 業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 3) 生物多様性保全分野に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年2月17日(金) 17:00まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照のうえ、同項に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年2月24日(金)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール又は郵送 ※郵送(配達記録の残るものに限る)の場合は提出期限必着。 ※メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照のうえ、同項に記載のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2023年3月3日(金)
	回答予定日	2023年3月10日(金)
	回答方法	メール又は郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023 年度国別研修「生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化研修」
研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2023 年度に係るものである。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2023 年度国別研修「生物多様性の統合的管理と保全に関する能力強化研修」

(2) 技術研修期間 (予定)

【来日研修】2023 年 5 月 14 日～2023 年 5 月 27 日

(3) 研修員 (予定)

1) 定員

10 名

2) 研修対象国

SICA (中米統合機構) 加盟国: ベリーズ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国

3) 研修対象組織・対象者

SICA-CCAD (中米環境開発委員会) 事務局長 (準高級)、CCAD 技術委員会コーディネーターおよび技術メンバー (上記対象国から各国 1 名ずつ)

(4) 研修使用言語

スペイン語

(5) 研修の背景・目的

中米・カリブ地域 8 カ国が加盟する「中米統合機構 (SICA) 中米環境開発委員会 (CCAD)」は、中米地域における環境保全のための「Framework Regional Environmental Strategy (ERAM 2015-2020)」を策定し、その中で「気候変動とリスク管理」「森林、海洋と生物多様性」「環境の質」「水資源の総合的管理」「貿易と環境」「資金メカニズム」といった戦略重点分野を掲げ、環境保全に取り組む方針を打ち出している。また、生物多様性を地域レベルで保全する生物回廊は、生態系を保全するための主要な概念となっており、中米地域では、世界銀行等の支援の下、「メソアメリカ生物回廊構想 (MBC)」が打ち出されている。

これまで JICA は、中米各国を対象に、継続的に生態系保全や湿地保全に関する二国間協力を実施してきたが、これら二国間協力で得られた成果を類似の課題を抱える近隣国に普及し、成果を拡大していくことが求められてい

る。このような状況の下、2018年6月、JICA及びCCADは、討議議事録（R/D）に署名し、2019年3月から5年間の協力期間として「SICA地域における生物多様性の統合的管理・保全に関する能力強化プロジェクト（本プロジェクト）」が開始された。

本研修ではこれまでのSICA地域でのJICA関連プロジェクトおよび本プロジェクト（とりわけ越境地域でのパイロットプロジェクト）、日本の政策事例（とりわけ森里川海、準保護区（OECM）、保護林・緑の回廊）等を参考に次期CCAD地域環境戦略フレームワーク（ERAM）2025-2030の骨子案（森林、海洋と生物多様性分野の一部となるもの）を作成する。研修終了後にはCCAD技術委員会を通じて骨子案をさらに具体化することで、プロジェクト上位目標の達成に貢献する。

（6）案件目標

持続可能な景観の代表例である森里川海、準保護区（OECM）、保護林・緑の回廊、生物圏保存地域（MAB）のゾーニング、SICA地域環境オブザーバトリー（OAR）の参考例となる生物多様性情報システムおよびバーコーディングについて学び、グループ作業で研修成果を盛り込んだ次期CCAD地域環境戦略フレームワーク（ERAM）2025-2030の骨子案を作成する。

（7）単元目標（アウトプット）

- 1) 日本の環境行政1（全般、里山=COMDEKS、自然再生など）、日本の環境行政2（森里川海、30 by 30、OECM、など）、JICAプロジェクト事例（ホンジュラス：ラ・ウニオン、エルサルバドル：オロメガ湖、マレーシア：BBECなど）、遺伝子資源のアクセスと利用（ABS）の座学を通じて、国内外の生物多様性保全の事例を理解する。
- 2) 森里川海+地域振興事例とOECM（東京近郊事例地）、保護林・緑の回廊、生物圏保全地域（MAB）のゾーニング、生物多様性データベース（バーコーディング、モニタリングサイト1000ほか）の視察・実習を通じて、生物多様性保全の手法を実践的に学ぶ。
- 3) 上記1、2を理解した上で、グループ作業にて次期CCAD地域環境戦略フレームワーク（ERAM）2025-2030の骨子案を作成・発表する。

（8）研修内容

1) 研修項目

想定される研修項目	具体的内容	想定できる研修希望先
森林分野	日本の森林政策、保護林制度（緑の回廊を含む）、森林生物多様性基礎調査	林野庁保護林・緑の回廊 群馬県赤谷プロジェクト

農業分野	農林水産分野における生物多様性および環境保全型農業への取組	NPO 法人自然塾寺子屋
環境分野	生態系ネットワーク(森里川海プロジェクト)、エコツーリズム・環境教育、生物多様性データベース(バーコーディング)・モニタリング、遺伝子資源のアクセスと利用(ABS)	環境省 国立環境研究所 生物多様性センター 筑波大学
視察先(森里川海+地域振興事例)	所沢市(トトロの森)、飯能市、群馬県(みなかみユネスコエコパーク、赤谷プロジェクト)、富士吉田市(道の駅)	飯能市 富士吉田市

2) 研修方法

ア. 講義

イ. 演習・実験/実習

ウ. 見学・研修旅行

エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間(予定)

2023年4月13日～2023年9月8日

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

(2) 業務の概要

上記案件目標及び到達目標を達成するため、講義、視察、実習、討論等を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外に JICA が実施する以下内容を日程案に含めることとす

る。

- (1) ブリーフィング(滞在諸手続き):0.5 日間(来日翌日)
- (2) 評価会:1 時間程度(離日前日)

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備(翻訳・印刷業務含む)
- 10) 講師への参考資料(テキスト等)の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会(各種レポート発表会含む)の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってスペイン語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します

- (委任契約)。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
 - (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
 - (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上